

## 中信テレホンサービス利用規定

1. 中信テレホンサービスの取扱いについて、当金庫で受信した暗証番号および口座番号が、届出の暗証番号および口座番号と一致した場合には、送信した者を申込者とみなし連絡応答します。なお、確認方式で「暗証番号方式」以外の指定をした場合には、暗証番号を確認することなく連絡応答します。
2. 振込依頼人からの訂正依頼、その他相当の事由がある場合には、既に連絡または応答をした内容について変更または取消をします。
3. 基本手数料および通知・照会の取引の従量料金については、当金庫所定の振替日に手数料引落口座より当金庫所定の各預金規定および当金庫所定の当座勘定に関する規定にかかわらず通帳・カードおよび払戻請求書又は当座小切手なしで自動的に引落します。
4. 通信混雑などによる電話の不通および機器障害ならびに天災地変、その他やむを得ない事由により連絡応答が遅延したり、不能となることがあっても異議は申し受けません。
5. この取扱いについて、万一事故が生じて当金庫の責によるものを除き、当金庫は責任を負いません。
6. 届出事項に変更が生じた場合には、当金庫所定の書面により届出るものとします。
7. (1) 当事者の都合による解約
  - ①本サービス利用契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約できるものとします。
  - ②契約者から解約する場合は、本サービス利用契約の解約を書面にて当金庫へ提出することとします。解約届出は、当金庫にて解約手続が完了した後に有効となります。なお、当金庫は解約手続完了前に生じた損害についての責任を負いません。
  - ③当金庫の都合により解約する場合は、契約者の届出住所等へ解約通知を発送します。  
解約通知が、延着または到着しなかった（受領拒否の場合も含みます）場合でも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (2) サービスの強制解約  
契約者において、次の各号の事由が一つでも生じた場合は、当金庫は、いつでも契約者に事前に通知することなく本サービス利用契約を解約することができるものとします。なお、解約により契約者に損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。
  - ①支払停止または破産、特別清算、会社更生もしくは民事再生等の手続き開始の申し立てがあったとき。
  - ②手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
  - ③住所変更の届出を怠るなど、契約者の責めに帰すべき事由によって、当金庫において契約者の所在が不明となったとき。
  - ④当金庫へ支払うべき本サービスの手数料に、未払いが生じたとき。
  - ⑤一年以上にわたり、本サービスの利用がないとき。
  - ⑥当金庫との取引約定に違反した場合その他当金庫が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合。
  - ⑦営業の全部または一部を譲渡したとき、または会社分割、合併もしくは解散の決議があったとき。

- ⑧相続の開始があったとき。
- ⑨本規定にもとづく当金庫への届出事項について、虚偽の事項を通知したことが判明したとき。
- ⑩パスワード等および電子証明書の不正使用があったとき、または本サービスを不正利用したとき。

(3) 暴力団排除条項による解約

前項のほか、契約者において、次の各号の事由が一つでも生じた場合は、当金庫は、いつでも契約者に事前に通知することなく本サービス利用契約を解約することができるものとします。

①契約者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- ア) 暴力団
- イ) 暴力団員
- ウ) 暴力団準構成員
- エ) 暴力団関係企業
- オ) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団
- カ) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- キ) その他前各号に準ずる者
- ク) アからキのいずれかに該当する者（以下これらを「暴力団員等」という。）が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- ケ) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- コ) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- サ) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- シ) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

②契約者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合

- ア) 暴力的な要求行為
- イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ウ) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- エ) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損、または当金庫の業務を妨害する行為
- オ) その他前各号に準ずる行為

③この解約により契約者に損害が生じた場合にも、当金庫はその責任を負いません。また、当金庫に損害が生じた場合は、契約者がその責任を負うものとします。

(4) 本サービス利用契約が解約により終了した場合には、そのときまでに処理が完了していない取引の依頼について当金庫は処理をする義務を負いません。

8. (1) 当金庫は、この規定の各条項その他の条件について、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上